

消費生活相談だより

エステ・美容医療のトラブルにご注意!!

ここ数年、美容医療トラブルに関する相談は増加傾向にあり、昨年度に全国の消費生活センターに寄せられた相談件数は3000件を超え、過去5年間で最高となりました。

▼相談事例

- ◎カウンセリングのため来院したところ、「今やったほうが良い」「今でなければ手遅れになる」と強く勧誘され、即断即決で当日に手術させられた。
◎脱毛をしたら腫れや痛みがあり、やけど痕やケロイドが残った。
◎手術の後に出血や腫れが何日も続き出勤できない。
◎目頭の皮膚を切り取られたので寄り目になった。
◎皮膚が突っ張ったままだが、「元には戻せない、後戻りは出来ない」と言われた。

▼アドバイス

- ◎病院選びは大切です。手術は、形成外科や美容外科のある大学病院や大手の病院などを含め、3か所は相談してみましよう。
◎脱毛なども美容皮膚科クリニックに3か所くらい相談し、エステ脱毛は慎重に検討しましょう。
◎手術を受ける場合は初日の即断即決は避けましよう。
◎内閣府認定の(公益社団法人)日

傷病者のプライバシー保護を図るため AED ケース内に三角巾を配置

町では、公共施設やコンビニエンスストアの計12か所に23台設置しているAEDのケース内に、三角巾及び使い方のリーフレットを設置しました。

・AED(自動体外式除細動器)の役割

自動的に心電図の測定・解析を行ない、心臓が痙攣し血液を送り出すポンプ機能を失った心停止状態の傷病者に対して、電気ショックを与え、心臓を正常なリズムに戻し、救命率の向上を図るための医療機器です。

・三角巾の用途

パッドを素肌に直接貼り付けることができているれば、衣服を全て脱がせる必要はありません。その際、肌が露出した部分を三角巾で覆い、救命処置を行ってください。

また、プライバシー保護のためだけでなく、止血や固定など必要に応じて三角巾を使用してください。



赤色のAEDは、内ぶたに三角巾が入っています。 オレンジ色のAEDは内ぶたに三角巾が入っています。

問い合わせ先 防災危機管理課 消防交通係 ☎68-2211 (内線324)

本美容医療協会JAAAMのホームページのオンライン相談室等で質問してみてください。
◎費用を返してほしい場合は医療専門の弁護士に相談する人もいます。
(参考)消費者庁・国民生活センター・医療安全支援センター

▼問い合わせ先

- ①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週月・水曜日
午前10時~正午、午後1時~5時
リモート相談もぜひご利用ください!
毎週火・木曜日(要予約)
☎68・2211(内線246)
②茨城県消費生活センター
平日と日曜日(日曜日は電話のみ)
午前9時~午後5時(日曜日は4時まで)
☎029・22516445
③国民生活センター(消費者ホットライン)
土・日曜日、祝日(11月3日(金)、11日(土)を除く)
午前9時~午後4時
☎188(いやや!)
※他市町村へのご相談は、ご遠慮ください。



「防犯アプリ」「いばらきポリス」を活用しよう!

茨城県警では、防犯情報などを発信する新たなツールとして、本年3月から茨城県警防犯アプリ「いばらきポリス」の運用を開始されました。地図上に「犯罪情報」や「不審者の目撃情報」、「交通事故の情報」を表示することができ、一目で、身近にある犯罪や不審者の発生が多い危険場所を確認することができます。
「防犯ブザー」や「ちかかん撃退」機能は、光や音で犯人を威嚇することができます。同じ画面上で110番通報もできます。



茨城県警ウェブサイト QRコード

「現在地送信」機能、アプリで登録した家族や知人などにご自身の現在地を知らせたり、ご家族などから位置情報を受け取ることができます。ぜひダウンロードしていただき、犯罪や交通事故等からご自身やご家族を守りましよう。
アプリの詳細やダウンロード方法は、茨城県警ホームページまたは左記のQRコードからご確認ください。不明な点がありましたら、取手警察署生活安全課までお尋ねください。

商工会だより

令和5年度とねまち地元応援! プレミアム付商品券事業を実施します。

利根町商工会では、「令和5年度プレミアム付商品券事業」といたしまして、プレミアム率10%の商品券を販売いたします。
詳細につきましては、各戸配布のチラシにてご確認いただく他、商品券事業特設ウェブサイト(https://premium.tone-sci.or.jp/)をご確認ください。

お問い合わせ先 利根町商工会
布川2947 ☎68・7417

▼問い合わせ先

- 労働安全衛生法に基づき各種技能講習・特別教育等のご案内
▼小型移動式クレーン運転技能講習の実施について
・開催日 令和5年11月20日(月)~11月22日(水)
・会場 利根町商工会館(実技につきましては別会場をご案内する予定です。詳しくは商工会までお問い合わせください。)
労働安全衛生法第61条第1項により、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転業務には、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ従事できないことになっています。
利根町商工会では、茨城労働局長の登録教育機関へ委託し、資格を取得できる本講習を開催致します。資格取得

巡回連絡にご協力を

巡回連絡とは

地域住民の皆さんの安全で平穏な生活を確保するため、交番の警察官が担当する地域の家庭や事業所を訪問する活動です。
警察からは身近で発生した事件や事故に関する情報を提供したり、二セ電話詐欺や自動車盗難、住宅侵入窃盗の被害防止など、防犯に役立つアドバイスを行うとともに、地域の皆さんから意見や要望を伺う活動です。

巡回連絡にご協力ください

県警では巡回連絡を活用した高齢者総合安全対策を推進しています。以前から巡回連絡を実施していますが、二セ電話詐欺が依然として発生していることや交通事故が増加していることから、巡回連絡を引き続き実施していきます。
犯罪の被害者や交通事故の当事者となりやすい65歳以上の高齢者が居住するご家族を中心に、二セ電話詐欺・住宅侵入窃盗に対する防犯指導、交通事故防止を目的とした安全指導、反射材の靴などへの直接貼付、災害発生時における対応要領等、様々な事象に対する指導やアドバイスを行っていきますので、ご協力をお願いします。

担当 取手警察署地域課
☎0297・77・0110

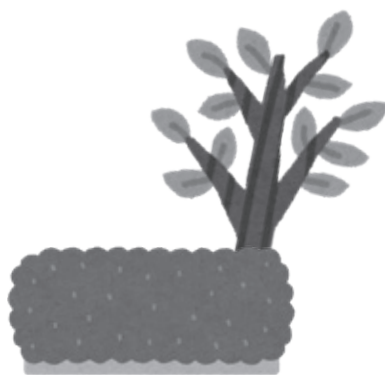
を目指される方は是非受講ください。尚、受講希望の方は利根町商工会ホームページ等でご確認いただくか、直接お問い合わせください。
加えて、利根町商工会では、令和6年2月27日(火)から28日(水)の2日間、高所作業車運転技能講習を予定しておりますので、こちらにつきましてもご要望がございましたら、利根町商工会までお問い合わせください。

はかり(特定計量器)定期検査のお知らせ

取引又は証明に使用するはかりは、2年に1回定期検査を受けなければなりません。左記日程により定期検査を実施します。必ず受検するようお願いいたします。また巡回検査制度もありますので、詳細はお問い合わせください。

- ▼日時 令和5年12月5日(火) 10時30分~12時・13時~15時
▼利根町役場臨時計量検査所(利根町役場公用車庫内)
▼当日持参するもの
①手数料 ②受検通知ハガキ ③はかり(分銅、おもりも必ず持参)
▼問い合わせ先 まち未来創造課商工観光係
☎68・2211(内線244)
一般社団法人茨城県計量協会
☎029・22517973
茨城県計量検定所 指導課
☎029・2212763

道路上にはみ出した草木等の適切な管理について



私有地から草木等が道路や歩道にはみ出していると、道幅が狭くなり、通行の妨げになるとともに、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。
私有地から道路上にはみ出した草木の所有権は、その土地の所有者にあるため、町で伐採や剪定等の対応をすることはできません。(民法233条)
私有地からはみ出した草木等が原因で事故等が発生した場合は、その所有者の方が責任を問われることがあります。(民法717条)

みだりに道路を損傷し、汚損してはいけません。みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす行為を行わないで下さい。(道路法43条)
道路の安全確保と快適な利用のため、伐採や剪定等を行い、適切な管理をお願いいたします。

▼問い合わせ先 建設課 管理用地係
☎68・2211(内線222)